

7月に新しい資格確認書
(保険証に代わる書類)を
送ります

資格確認書

7月下旬に特定記録郵便で郵送します。8月1日以降は、今回交付する資格確認書(紫色・原則として来年7月31日まで有効)またはマイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)を医療機関の窓口にて提示してください。

7月末までに資格確認書が届かない場合は、問い合わせてください。

※令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなりました。

※今回は全員に資格確認書を交付しますが、令和8年8月1日以降は、マイナ保険証を持っていない人のみ資格確認書を交付し、持っている人には資格情報のお知らせを交付します。

マイナ保険証を利用してください

マイナ保険証には、薬や受診の履歴に基づいたより良い医療が受けられる、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される、救急現場での適切な応急措置や病院の選定に活用されるなど、さまざまなメリットがあります。ぜひ利用してください。

自己負担割合

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は1割、2割または3割です。

毎年、同世帯の被保険者の前年中の所得をもとに8月から7月までの1年間の自己負担割合を判定します。

資格確認書への限度額適用区分記載

保険証同様、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証についても新たに発行されなくなりました。これらを持っていた人には、資格確認書の中に限度額適用区分を記載しています。

それ以外の人も、申請により区分を記載することができます。

資格確認書の継続交付

マイナ保険証を持っている人でも、マイナンバーカードでの受診などが困難な人については、申請により令和8年8月1日以降も継続して資格確認書を交付します。

各申請に必要なもの

◇資格確認書、申請する人の本人確認書類(運転免許証など)

問い合わせ先

国保年金課医療担当

☎(580)1847

認知症サポーターステップアップ講座(基礎編)

認知症の人の話し相手となったり、やりたい事を一緒に楽しんだりする「まどかオレンジ協力隊」の隊員を養成します。今回は「基礎編」として、認知症の種類や症状、認知症の人への接し方など基礎的なことを学びます。なお、「まどかオレンジ協力隊」になるには、この後「応用編」を受講する必要があります。

●対象者 すでに「認知症サポーター」で、チームオレンジの一員として、まどかオレンジ協力隊の活動ができる人

●受講科目

サポーターになった年度	受講科目
令和2年度以前	基礎編と応用編
令和3年度以降	応用編のみ

※応用編は10~11月開催予定
※サポーターになった年度が不明の場合は問い合わせてください。

- 期日 8月28日(木) 午前10時~11時半
- 会場 まどかぴあ 303会議室
- 定員 25人
- 申込方法 ◇電話◇FAX(氏名、住所、電話番号を記載)◇市ホームページ
- 申込期限 8月18日(月) (必着)
- 申し込みと問い合わせ先
すこやか長寿課地域包括支援センター
☎(501)2306 FAX(573)0022



**認知症サポーターの目印
「オレンジリング」**



オレンジリングを
もっている人が受講対象

